

令和8年度 事業計画（案）

令和7年6月に第9次社会保険労務士法改正が成立し、社会保険労務士（以下、社労士という。）の「使命」に関する規定が新設された。そこでは、「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与すること」及び「豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現に資すること」が明記され、社労士は社会の公正と労働者等の福祉に直接寄与する「使命を託された専門家」であることが示された。

この使命を踏まえ、令和8年度は、少子高齢化や就労人口の減少に伴う人材確保・定着、外国人材への対応、最低賃金の引き上げに伴う生産性向上への取組、その他法改正への対応など、現下の社会的課題に即し、社労士が果たすべき役割を積極的に発信することが必要である。

また今日、生成 AI をはじめとする技術革新が急速に進展し、専門業務の一部が自動化される時代を迎えている。一方で、社労士業務は「人」に寄り添い、対話を通じて信頼関係を築き、企業現場の機微を感じ取りながら課題の兆しを捉え、トラブルを未然に防ぐことに本質的価値がある。

企業の実情を深く理解し、労使双方から信頼されることにより、法制度の単なる解釈にとどまらず、提案や説明、助言が受け入れられ、健全な職場環境の構築へと導くことができる専門家が社労士である。その役割は AI に代替されるものではなく、むしろ人間らしい判断力・共感力・関係構築力が一層求められている国家資格者であることを再認識し、社労士制度の更なる発展に向けた取組みを推進する。

本会は全国社会保険労務士会連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、全国社会保険労務士会連合会及び関係行政機関等と連携して、社労士業務の推進に関する事業を使命感をもって実行していくこととする。

1 社労士制度推進に関する事業

社労士制度の推進に向けては、社労士として国民生活に貢献するとともに、制度の発展と周知を図るため以下の事業を実施する。

- (1) 社労士制度推進月間に社労士会セミナーを開催
- (2) 労働問題・年金及び働き方改革等に関する無料相談会の開催
- (3) 労働相談所・年金相談センターの運営
(大分市、別府市、杵築市、国東市、中津市、日田市)

- (4) 電子申請を行う会員の拡大
- (5) 連合会が掲げるデジタル化事業に協力
- (6) 社労士事務所の業務効率化のためのデジタル化研修を開催

2 資質向上への取組に関する事業

働き方改革関連法についての取組みや持続可能な社会の実現のために、以下の各種研修等を実施する。

- (1) 働き方改革、持続可能な社会の実現及びその他の関係法令の改正等に対応するための各種研修
- (2) 新入会員等を対象とした宿泊研修等
- (3) 倫理研修（登録年度毎に受講者を指定して実施）
- (4) 九州・沖縄地域協議会の実施する研修への参加の奨励及び助成

3 広報に関する事業

社労士制度の広報、周知のため以下の事業を実施する。

- (1) 年2回の会報発行
- (2) 労働保険年度更新・社会保険算定基礎届の時期を含め、メディア、SNSを利用した社労士制度の広報活動
- (3) 社労士制度の広報のため、ホームページの管理及び更新
- (4) 開業会員名簿を作成し、行政機関等への配布、窓口への配置
- (5) 広報物として、たすき、のぼり旗を作成

4 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため以下の事業を実施する。

- (1) 学生、生徒へ社会保障制度の仕組みや働く時のルール等を伝える出前授業
- (2) 大分県専門士業（9士業）による合同無料相談会への参加
- (3) 成年後見制度に関する情報の提供

5 行政機関等との連携、協力に関する事業

行政機関等からの依頼及び要請に協力するとともに、社労士が円滑に業務遂行できるための連絡会議等の開催に取組み以下の事業を実施する。

- (1) 年金事務所の窓口等における年金相談事業
- (2) 令和8年度「おおいた働き方改革」推進事業委託業務
- (3) 令和8年度 医療労務管理支援事業
- (4) 各行政機関等との緊密な連携及び各行政機関等が取組む事業への協力

6 連合会への協力事業

連合会が行う事業のうち以下の業務を実施する。

- (1) 「街角の年金相談センター中津（オフィス）」の運営
- (2) 令和８年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業への協力
- (3) 令和８年度企業主導型保育施設への労務監査事業への協力
- (4) 社労士による労務監査業務の推進
- (5) 会員の登録及び変更に関する事務
- (6) 社労士試験の取次業務
- (7) 特定社労士試験合格者の付記登録に関する事務
- (8) 関係機関から周知依頼があった文書等の配信

7 会員の福利厚生事業

会員間の親睦を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) スポーツに取り組む会員の交流及び、他土業又は他県会との交流
- (2) 会員間の親睦のための行事、懇親会を開催
- (3) 通常総会後に懇親会を年始に賀詞交歓会を開催

8 その他の事業

その他以下の事業を実施する。

- (1) 災害等が発生した場合の被災地に対する支援
- (2) 小規模企業共済に関する取次業務
- (3) 会員徽章、職務上請求書の販売